

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

令和5年10月3日

香川県知事 池田豊人

- 1 都市計画を変更する土地の区域
中讃広域都市計画及び坂出都市計画下水道
縦覧に供する図面表示のとおり
- 2 都市計画の案の縦覧場所
香川県土木部都市計画課、丸亀市都市整備部都市計画課、坂出市建設経済部都市整備課、宇多津町地域整備課及び綾川町建設課
- 3 縦覧期間
令和5年10月3日から同月17日まで